

【第8回】

複合用途防火対象物(1) 41号通知はなぜ昭和50年に定められたのか？

当初の「令別表第一(16)項」は店舗併用住宅？

前回事述べたように、「複合用途防火対象物」という用語は、現行消防法令の骨格ができた昭和36年(1961)当時には法令上の定めはなく、「令別表第一(16)項」という位置づけがあるだけだったが、千日デパートビル火災(昭和47年(1972))と大洋デパート火災(昭和48年(1973))を契機に消防法が改正された昭和49年(1974)に初めて消防法令に位置づけられた。

昭和36年当時、「令別表第一(16)項」は、「前各項に掲げる防火対象物以外の防火対象物で、その一部が前各項に掲げる防火対象物の用途のいずれかに該当する用途に供されているもの」とされていた。

「前各項((1)項から(15)項まで)に掲げる防火対象物以外の防火対象物」というのは、普通に考えれば戸建て住宅くらいしかない。すると、(16)項は、「戸建て住宅で、その一部が前各項に掲げる防火対象物の用途のいずれかに該当する用途に供されているもの」となる。これに気づいた時は、「エッ、昭和49年以前は、(16)項は店舗併用住宅のことだったのか!？」と、随分驚いた。

だが、予防塾での議論などから、昭和36年5月10日付け自消甲予発第28号消防庁長官通知第3、1(5)に「(16)項は、いわゆる複合用途防火対象物であるが、主たる用途に従属する部分は、たとえ他の項に掲げる防火対象物の用途に該当する場合においても、独立した用途部分とみるべきものではないこと。たとえば、百貨店の食堂、陳列場等は、百貨店としての用途に含まれることとし、複合用途防火対象物とはしないものであること。」とあり、当

時の(16)項も現行の(16)項の概念と同様であることがわかって安心した。

「当初の(16)項でいう「前各項に掲げる防火対象物」は単一用途の防火対象物を指す」と考えれば、(16)項は「単一用途の防火対象物以外の防火対象物で、その一部が前各項に掲げる防火対象物の用途のいずれかに該当する用途に供されているもの」ということになり、今の概念と変わらない。

店舗併用住宅の取り扱い

当初の(16)項の「前各項に掲げる防火対象物以外の防火対象物」は、もちろん戸建て住宅も含むので、戸建て住宅の一部が(1)項から(15)項までの用途のいずれかに供されていれば(店舗併用住宅であれば)、(16)項に該当することになる。

現行の法8条1項の「政令で定める二以上の用途」は、令1条の2第2項で、「異なる二以上の用途のうちに別表第一(1)項から(15)項までに掲げる防火対象物の用途のいずれかに該当する用途が含まれている場合における当該二以上の用途とする。」とされている。「いずれかに該当する用途」だから、(1)項から(15)項までの用途は最低一つでよい。で、もう一つは・・・もちろん、戸建て住宅である。

というわけで、当初の(16)項も、現行の「複合用途防火対象物」も、店舗併用住宅を含めることを念頭に置いた書きぶりになっていることがわかる。

従属的な用途

複合用途防火対象物の「二以上の用途」について定めた令1条の2第2項では、その後段で、「他の

昭和47年の千日デパートビル火災を契機に「複合用途防火対象物」の危険性が改めて認識され、(16)項をイとロに分けて、特に(16)項イについて厳しい規制強化を行う法令改正が行われた。さらに昭和48年の大洋デパート火災を契機に特定防火対象物が遡及適用の対象となったため、既存の防火対象物が(16)項イに該当するか否かを厳しく峻別する必要性が生じ、昭和50年に41号通知が定められた。

用途に供される防火対象物の部分の従属的な部分を構成すると認められるものがあるときは、当該一の用途は、当該他の用途に含まれるものとする。」とされている。劇場にある小さな売店のようなものをいちいち一つの用途として扱うと、ほとんどの劇場は「複合用途防火対象物」になってしまうが、それでは、様々な建物の火災危険性を十分に反映していないという考え方に立つものだ。前出の昭和36年の長官通知の考え方を法令上明確にしたもので、まあ、常識的な規定だろう。

この第2項は、千日デパートビル火災と大洋デパート火災を契機として昭和47年から50年(1975)に複合用途防火対象物と特定防火対象物にかかる規制強化が行われた際に、複雑な制定、改正の経過をたどっている。表にその経過を整理してみた。

複合用途関係条文改正等の経過

千日デパートビル火災(昭和47年5月)の後、まず、昭和47年12月に政令改正が行われる。この改正で、令別表第一(16)項がイとロに区分されるとともに、(16)項イについてはSPの設置などについて厳しい規制強化が行われた。

この改正の施行日(昭和48年6月)の半年後に大洋デパート火災(昭和48年11月)が発生したため、昭和49年6月に特定防火対象物に対する遡及適用条項(現行消防法17条の2の5第4項)を含む消防法の大改正が行われ、その際に「複合用途防火対象物」という用語と定義が法8条1項に追加された。千日デパート火災対策としては、それまで政令以下の改正しか行われていなかったため、大洋デパート火災を契機としたこの法改正の機会に改めて概念整理が行われたものと考えられる。

複合用途関係条文改正等の経過

年月日	複合用途防火対象物に対する規制強化	二以上の用途と従属用途に関する規定	遡及適用に係る改正
S47.5.13	(千日デパートビル火災 118人死亡)		
S47.12.1	令別表第一(16)項をイとロに区分。(16)項イへのSP設置(現行令12条1項10号)等(S48.6.1施行)		
S48.11.29	(大洋デパート火災 100人死亡)		
S49.6.1	複合用途防火対象物の用語と定義策定(現行法8条1項)(S49.6.1施行)	現行令1条の2第2項前段(二以上の用途)制定(S49.6.1施行)	特定防火対象物に対する遡及適用(現行法17条の2の5第4号)(S49.6.1施行)
S49.7.1		現行令1条の2第2項後段(従属用途)追加(S50.1.1施行)	
S50.4.15		41号通知制定	



大洋デパート火災

この消防法改正と同じ日(昭和49年6月)に令1条(現1条の2)が改正され、2項として「法第8条第1項の政令で定める二以上の用途は、異なる二以上の用途のうちに別表第一(1)項から(15)項までに掲げる防火対象物の用途のいずれかに該当する用途が含まれている場合における当該二以上の用途とする。」と定められた。この規定は公布日即日施行とされ、後段の規定はなかった。

ところが、それからわずか1カ月後の昭和49年7月に2項に後段(「他の用途に供される防火対象物の部分の従属的な部分を構成すると認められるものがあるときは、当該一の用途は、当該他の用途に含まれるものとする。」)が追加され、施行日も半年遅らせて昭和50年1月とされている。そしてその3カ月後に、ご存知の「令別表第一に掲げる防火対象物の取り扱いについて」(昭和50年4月15日付け消防予第41号、消防安第41号。以下「41号通知」という。)が出ているのだ。

特定複合用途防火対象物と選及適用

このように整理してみると、改めて41号通知の重要性がわかってくる。千日デパートビル火災を契機に行われた昭和47年12月の政令改正は極めて強

い規制強化だったが、既存物件は対象ではなかったため、消防機関も何とか対応できた。ところが、昭和49年6月の法改正で特定防火対象物に対する選及適用が義務づけられ、特に「特定複合用途防火対象物」と判定されると、SPを含む様々な消防用設備等を設置しなければならなくなってしまった。中学校を(7)項として扱っていたところ、中に売店((4)項)があるため(16)項イになるのでSPの設置が必要になる、などということになったら大騒ぎだし、火災危険性の実態とも合わない。おそらくそんな指摘が消防機関の方々から相次ぎ、消防庁もあわてて令1条2項に後段を追加するとともに、施行日に猶予期間を設けたのではなかろうか。それでも、現実の防火対象物の複雑な実態に対して用途をどう判定するかについては疑問が相次ぎ、施行後3カ月で41号通知を出さざるを得なくなった。この通知では、別表で「主たる用途」と「機能的に従属している用途」の別を設けるとともに(41号通知1(1))、従属的用途の面積と割合についてもメルクマールを設け(同1(2))、(1)又は(2)に該当するものについては「従属的な部分を構成すると認められる。」として、「複合用途防火対象物」の判定が円滑かつ全国統一的に行われるよう措置したと考えられるのである。